

武雄市子どもの未来応援計画（案）（概要版）

～すべての子どもの希望の実現に向けて～

武雄市子どもの貧困対策実行計画（平成28年度～平成32年度）

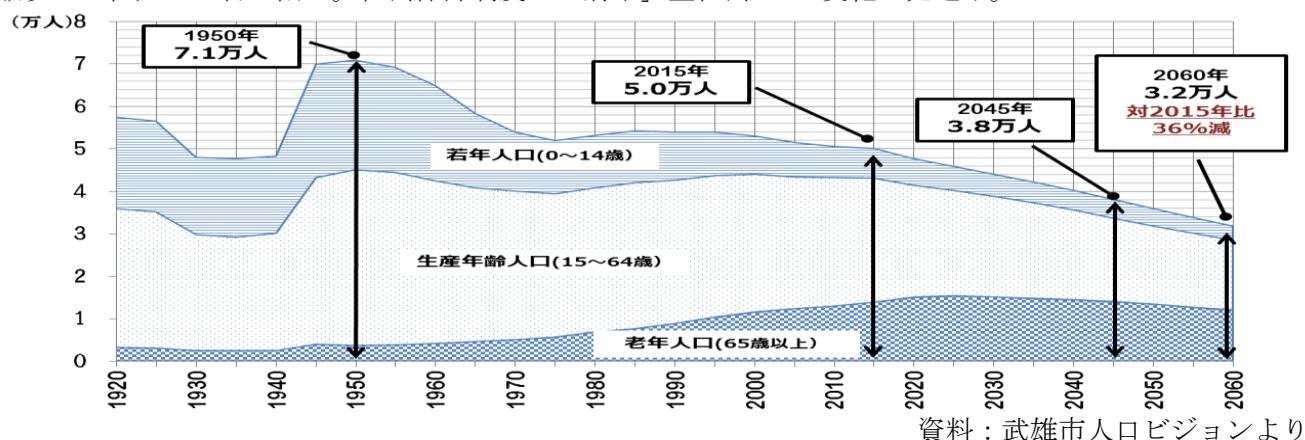
1. 子どもの貧困対策が本格的にスタート

武雄市の未来を担うのは、子どもたち。武雄市では、平成28年4月に「子どもの貧困対策課」を設置するとともに、5月より府内に教育・福祉等の関係職員を含めた「子どもの貧困対策ワーキンググループ」を設置。全ての子どもたちが生まれ育った環境に制約を受けることなく、夢と希望をもって未来を切り開いていく社会の実現を目指し、子どもの未来を応援するための基本方針となる本計画を策定し、本格的な取組みに着手。

2. 武雄市の子どもを取り巻く現状

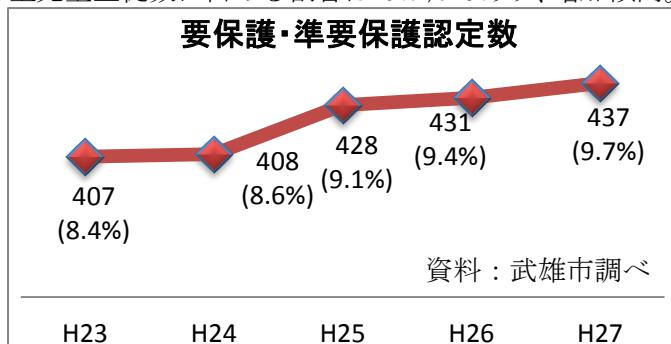
①人口推計

少子高齢化の進行により、2060年には2015年と比べ総人口が約1/3減少。生産年齢人口も4割以上減少し、65歳以上が総人口の約4割に。社会保障制度が「肩車」型社会へと変化の見込み。



②就学援助を受けている児童生徒

経済的理由によって就学困難と認められる要保護及び準要保護児童生徒数は、平成27年度は437人。全児童生徒数に占める割合は9.7%であり、増加傾向。



④実態調査等からわかった武雄市における現状認識

【全世帯】

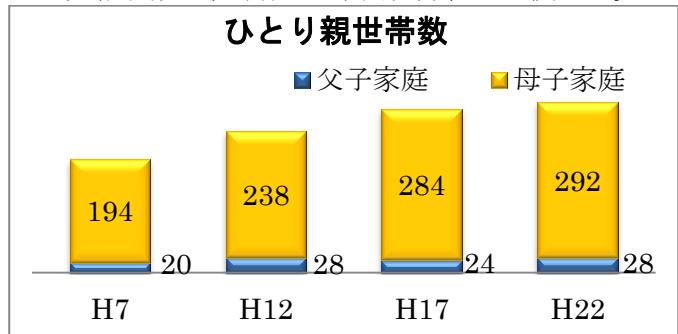
- 親進入学時を含め保育・学校費用等の低減又は支援を
親学力に不安、学習支援を
親健康・医療のサポート・支援を
子不登校の割合が国・県と比較し高い
全「少し気になる子ども」「進学時」の対応に課題

「困難度が高い」世帯とは

武雄市の子どもの生活実態調査において、(1)世帯年収250万未満、(2)子どもの生活に必要な環境やモノが無い、(3)ライフライン等における滞納経験がある、のいずれか一つでも該当する子どもの養育に関し「困難度が高い」世帯（全体の19.0%）。

③ひとり親家庭

ひとり親家庭の世帯数は増加傾向。なお、児童扶養手当受給者数は、平成22年度以降、ほぼ横ばい。



※18歳未満世帯員のいる世帯数 資料：国勢調査

【「困難度が高い」世帯】

- 親子育ての心配や悩み事、健康等に不安がある割合が高い
親進学見通し等で経済的制約要因の割合が高い
親就学援助等、一時的な貸付制度、住宅支援の充実を
子放課後を学校の友人と過ごす割合が低い
子テレビや動画、スマートフォン等を長時間見る割合が高い
子朝食を食べない割合が高い
子自己肯定感が相対的に低い

3. 子どもの貧困対策の基本理念と取組姿勢

教育大綱「組む」

未来を担うすべてのこどもを主人公に

①基本理念

- 全ての子どもたちが生まれ育った環境に制約を受けることなく、自分の将来に希望を持つ地域社会の実現を目指す。
- 次代の担い手である子どもたちが「未来の社会を生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指す。
- 学校段階のギャップを埋め、地域の力も活用した長期的・継続的な支援として、子どもに寄り添う伴走型支援を確立し、早い段階からその解決や予防に向けて取り組む。

②取組姿勢

- | | | |
|---|---|--|
| (1) 子ども視点で連鎖を断つ
「早い段階からの予防」、「連鎖を断つ」の視点から施策を実施。 | (2) 学校をプラットフォームに
子どもの成長・発達段階に合わせた、切れ目のない施策を推進。 | (3) 「困難度が高い」世帯への支援
子どもの養育に関し「困難度が高い」世帯への重点的支援。 |
| (4) 全市的な取組み
将来を支える人材育成として、横断的・総合的に施策を推進。 | (5) 地域等との協働
子どもを取り巻く地域、民間の企業・団体等が協働して推進。 | (6) 継続的な取組
当面今後5年間中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。子どもの実態に関する指標を設定し、定期的に計画の点検を実施。 |
| (7) 自治体間の交流と国等への働きかけ
積極的な情報交換と、国や関係機関に対する要望、連携強化を図る。 | | |

4. 施策の柱と指標

※代表的な事業については、武雄市議会における平成29年度予算の成立を前提と

①施策の柱と代表的な事業

しており、予算の成立状況によっては内容等に変更のある場合があります。

I. 子どもに寄り添う伴走型支援	子どもに寄り添う伴走型支援の確立 「少し気になる子ども」に対し、早い段階からその解決や予防に向けて、子どもに寄り添う伴走型支援を確立。	・子どもの笑顔コーディネーター（仮称）設置事業など
II. 教育・学びの支援	(1) 「学校」をプラットフォームとしたあらゆる学びへ環境整備 地域の子どもは地域で育てる観点で、地域とともにある学校を構築し、専門家を活用した環境整備を推進。 (2) 学力・体験支援 さまざまな機関と「組む」という視点で、基礎学力の定着や学習習慣の確立、生き抜く力の基盤となる体験活動の支援を推進。 (3) 就学支援・学びの環境支援 新入学の際の負担軽減や支援を充実させ、給付・貸与・減免等の多様な制度の認知度向上を図る。	・コミュニティ・スクール事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業など ・放課後等補充学習支援事業 ・学力向上対策（オンライン英会話、漢検補助）など ・就学援助制度（高校進学等準備金の新設、小中学校新入学準備金の増額）など
III. 生活・養育環境の支援	(1) 親子への生活・養育環境の支援 子育て世帯が孤立することなく、子どもを養育できる生活環境の確立を支援。 (2) 保護者の生活支援 保護者がそれぞれの能力を發揮できるような支援を推進。 (3) 子どもの生活支援・居場所づくり 学習習慣の定着や安心して過ごせる居場所づくりの推進。	・生活困窮者自立支援事業 ・市内小児時間外診療365日 ・空き家改修費助成など ・子育て短期支援事業など ・放課後児童健全育成事業など
IV. 就労・経済的な支援	(1) 就労の支援 正規雇用につなげる支援、就業環境の改善に取り組む。 (2) 経済的な支援 保護者に対し、給付事業等の支援と柔軟な支援方策の推進。	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業など ・子ども医療費助成事業など

②指標と計画の見直し

本計画を総合的に推進するに当たり、計画の実効性を担保し、子どもの実態、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、指標を設定する。指標の数値変化だけでなく、個別事業における状況や効果、子どもを取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、長期的な視野の下、必要に応じて見直しや改善を図る。

主な指標	要保護・準要保護認定者の割合、生活保護世帯の高等学校等進学率、ひとり親家庭の親の就業率、朝ごはん摂取率（小学6年生、中学3年生）、不登校児童生徒数（30日以上）の割合など
------	---